

# 令和8年度調布市ベビーシッター利用支援事業

## 【事業概要】

対象者	1. 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者(保護者の仕事や病気、自己実現、学校行事など幅広い理由が対象) 2. ベビーシッターを活用した共同保育(保護者がベビーシッターと一緒に保育を行う)を必要とする保護者 ※いずれも、利用日時点で児童と同居し、市内に住所を有する方						
対象児童	0歳～小学校3年生までのお子様(障害児は小学校6年生まで)						
対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日利用分						
対象利用料	事業者から請求される料金のうち「純然たる保育サービス提供対価」のみ助成対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、手数料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金等は助成対象外						
助成金額 上限	児童一人1時間当たり 2,500円(午前7時～午後10時) 3,500円(午後10時～翌午前7時)						
利用時間 上限	児童一人1年度当たり144時間 ※多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童は、一人1年度当たり288時間						
保育基準	原則、児童1人の保育に対してベビーシッター1人が必要です。 ※保護者とベビーシッターが兄弟姉妹を共同保育する場合や、対象児童と小学生以上の兄弟姉妹と一緒に保育する場合(未就学児の人数分のベビーシッターが必要)は、ベビーシッターが1人で複数の児童を保育する場合も助成対象になる場合があります。						
対象保育者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者(詳細は東京都ホームページをご覧ください)の利用で、要件を満たすベビーシッター(ベビーシッター要件証明書が発行可能な方)						
申請書類	市様式の①②は、市HPからダウンロードもしくは子ども政策課窓口(市役所3階)でお渡しいたします。③④の様式は、ベビーシッター事業者が発行します。 <table border="1" data-bbox="363 1592 1394 1980"> <tr> <td>市様式</td> <td>①助成申請書兼口座振替依頼書(令和8年度から新様式) ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表</td> </tr> <tr> <td>事業者発行</td> <td>③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 (144時間を超える該当者、または小学校4年生～小学校6年生の障害児のみ)</td> </tr> </table>	市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書(令和8年度から新様式) ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表	事業者発行	③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)		⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 (144時間を超える該当者、または小学校4年生～小学校6年生の障害児のみ)
市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書(令和8年度から新様式) ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表						
事業者発行	③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)						
	⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 (144時間を超える該当者、または小学校4年生～小学校6年生の障害児のみ)						

(裏面に続きます)

## 【申込方法】

助成申請書兼口座振替依頼書及び利用内訳表に必要事項を明記し、必要書類(領収書及び利用明細書・ベビーシッター要件証明書等)を添えて郵送もしくは子ども政策課窓口にご持参ください。

なお、申請者と振込先口座名義人が同一の場合は、下記の申請フォームから電子申請することもできます。

## 【電子申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/tbbj/1480554>



## 【利用の流れ】

①契約	東京都の認定事業者から事業者を選び、直接利用契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ずお伝えいただき、対象のベビーシッターの派遣を受けてください。
②利用	ベビーシッターを利用し、利用料を直接事業者にお支払いください。また、事業者からベビーシッター要件証明書の交付を受けてください。
③申請	申請スケジュールに基づき、申請書類を揃えて助成金の申請を行いません。
④交付	助成金が指定の口座に振り込まれます。

## 【申請スケジュール】

申請スケジュールは以下の通りです。**各期に原則1回にまとめてのご申請にご協力ください。**

下記申請期限を過ぎても最終申請期限までは受け付けますが、**令和8年度利用分は、いかなる理由でも最終申請期限(令和9年4月9日)を過ぎた場合は申請できませんのでご注意ください。**

事業所都合で領収書等の書類が全て揃えられない場合であっても、その旨ご相談いただいたうえで、提出可能な書類は必ず最終申請期限(令和9年4月9日)までにご提出ください。

申請時期	利用月	申請期限	振込予定日
第1期	令和8年4月～6月利用分	令和8年7月10日(金)	令和8年8月末
第2期	令和8年7月～9月利用分	令和8年10月9日(金)	令和8年11月末
第3期	令和8年10月～12月利用分	令和9年1月8日(金)	令和9年2月末
第4期	令和9年1月～3月利用分	<b>令和9年4月9日(金)必着</b>	令和9年5月末

## 【注意事項】

・保育の必要性(父母ともに月48時間以上の就労が常態等)があり、小学校や認可保育所に入所していない場合は、ベビーシッターの利用も一部対象となる「幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付」の対象になる場合があります。利用前にご確認ください。

・上記の各期(4～6月・7～9月・10～12月・1～3月の利用月ごと)に補助対象保育料と補助上限額(時間数×基準額)との合計を比較して助成額を計算します(利用時間数は上記利用月ごとに合計し、日中・夜間区分ごとにそれぞれ1時間未満切り捨て)。審査の結果、補助申請額と助成額に相違が出る場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 調布市ベビーシッター事務センター

☎ 042-481-7285・7286

受付時間:午前8時半から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

【申請書類郵送・持参先】

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

調布市役所 子ども政策課

ベビーシッター担当宛